

久御山町環境ロゴマーク使用基準

1 趣旨

久御山町環境基本計画に基づき、本町を「環境都市くみやま」としてブランド化し、町内外へ広くPRするためのシンボルマークとして、久御山町環境ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を作成したものである。

この仕様基準は、ロゴマークが本町の環境政策のPRのために、広く活用されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 図柄等の使用方法

ロゴマークは別紙1のとおり使用することとし、縦のみ及び横のみを伸ばして使用することは禁止する。使用する色についても、別紙1のとおり使用することとする。

3 使用基準

「1 趣旨」に合致するもの、脱炭素や環境への積極的な取組によるまちの魅力発信に寄与するものに広く使用するものとする。

ただし、次の（1）～（6）のいずれかに合致する場合には、使用を認めないこととするとともに、使用後に発覚した場合には、直ちに使用を取り消すこととする。

- （1） 町の品位を傷つけ、またはそのおそれがあるとき。
- （2） ロゴマークのイメージを傷つけ、またはそのおそれがあるとき。
- （3） 自己の商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがあると認められるとき。
- （4） 法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあるとき。
- （5） 特定の個人、政党及び宗教団体等を支援し、公認している誤解を与えるなど、またはそのおそれがあるとき。
- （6） その他町長が使用について不適當であると認めるとき。

4 使用手続き

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別紙2の久御山町環境ロゴマーク使用承認申請書に必要書類を添えて、町長に申請するものとする。

ただし、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1） 町及び町教育委員会が主催・共催して実施する事業等。
- （2） 報道機関が報道の目的に使用する場合。
- （3） その他町長が申請を要しないと認めた場合。

5 使用許可

町長は、「4 使用手続き」により提出された申請書に基づき審査を行ない、その結果を別紙3の久御山町環境ロゴマーク使用承認通知書（以下「通知書」という。）により使用者に通知する。

6 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

7 使用に関する留意事項

使用承認を受けた者は、次の（1）～（5）に掲げる事項を遵守することとする。

- （1） 申請した内容のみに使用すること。
- （2） 必ず提供したデータを使用し、色・形状等を正しく使用すること。
- （3） 使用の権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- （4） ロゴマークの図柄（色、形）を改変等して使用しないこと。ただし、町長が認めるときは、この限りではない。
- （5） ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

8 苦情、損害賠償等について

使用者は、ロゴマークの使用に伴い、事故・苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じることとする。

また、発生した事故・苦情等について、町長はその責を負わないものとする。

9 その他

- （1） この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は町長が別に定める。
- （2） この基準は、令和6年4月1日から適用する。